

税のお知らせ

軽自動車税(種別割)の納税証明書について

2月号の広報誌でもお伝えしておりますが、下川町では令和4年度から軽自動車税(種別割)の納期限【令和4年5月31日】を変更します。

車検を受けるには車検用の納税証明書が必要となり、令和3年度の軽自動車税納税証明書を使用し車検の手続きを行う場合には、有効期限は令和4年5月1日と記載されておりますが、納期限の変更に伴い、令和4年5月30日までに読み替えて車検等に使用することができます。

■お問い合わせ

税務住民課  
税務・収納グループ  
☎4-2511  
内線115

お知らせ

6月1日は  
人権擁護委員の日

全国人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法が

施行された6月1日に定めた「人権擁護委員の日」を中心に皆さんとともに、一層の人権尊重意識の啓発に努めることを申し合わせ、全国一斉特設人権心配ごと相談を実施します。

特設人権心配ごと相談所を開設します

■日時  
6月1日(水)  
午前10時～午後3時まで

■場所

下川町総合福祉センター  
ハピネス 会議室A

人権問題、家庭問題、「いじめ」問題、ハラスメント、近隣関係のいざこざ等の身近な問題など、お気軽にご相談ください。相談料は無料で、秘密は堅く守られます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大状況により中止する場合があります。

町長から推薦を受け、法務大臣から委嘱された人権擁護委員は次の皆さんです。

○品地 和彦

☎4-2111

○山崎 春日

☎4-2447

○松野尾 道雄

☎4-4312

人権擁護委員は自宅での相談にも応じられませんが、難しい手続きはありません。秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

■お問い合わせ

保健福祉課  
福祉・子育て支援グループ  
☎4-2511  
内線122

☆4-251104

名寄人権擁護委員協議会  
(旭川地方事務局名寄支局内)  
☎01654-2-2349

お知らせ

生活・仕事相談をお受けします

生活や仕事などに関する悩みごと、困りごとなどについてご相談ください。【要事前予約】

■開催日時

5月10日(火)  
6月14日(火)

①午前10時～10時50分

②午前11時～11時50分の2回

■開催場所

総合福祉センター「ハピネス」

■申込期限

開催日前日の午後3時までに電話、FAX、メールで予約してください。

■相談料

無料

■申込先・実施主体

自立相談支援事業所  
「かみかわ生活あんしんセンター」

〒078-8231

旭川市豊岡1条2丁目1-16

☎0166-38-8800

FAX 0166-33-0021

メール

anshin@kamikawa19.hokkaido.jp

■その他

相談開始時間確認等のため、センターにより電話連絡することがあります。

皆様から寄付をいただきました。ありがとうございます。(敬称略)  
3月16日～4月15日受領分

・下川町に

SDGs未来都市しもかわ推進事業として  
遊佐 秀憲 (熊本県)

一般事業として

株式会社三洋コンサルタント (名寄市)  
三浦 信子 (東京都)

・社会福祉協議会に

生前のご交誼に謝して  
上名寄 古屋恵美子 (亡子)  
旭町 福内 菊江 (亡夫)  
南町 仲山トシ子 (亡夫)

